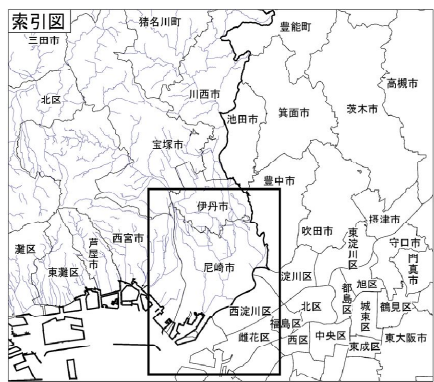
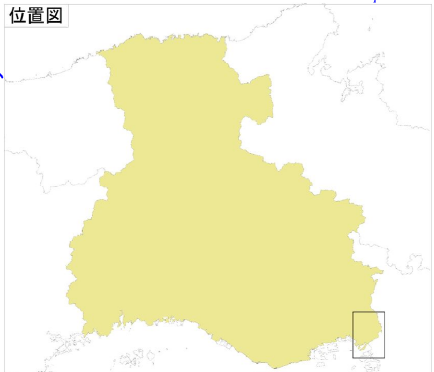
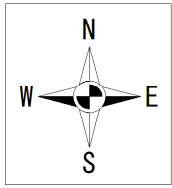


淀川水系洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食))



淀川水系 1/2

伊丹市

豊中市
(大阪府)

尼崎市

淀川水系 2/2

西宮市

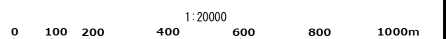
淀川区
(大阪府)

西淀川区
(大阪府)

凡例
河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域

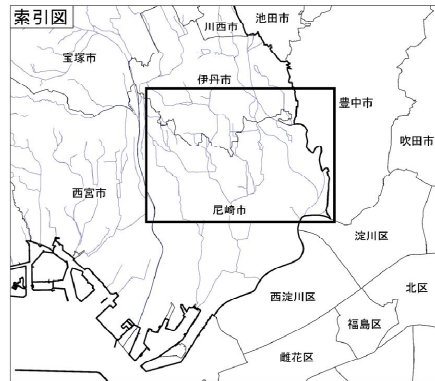
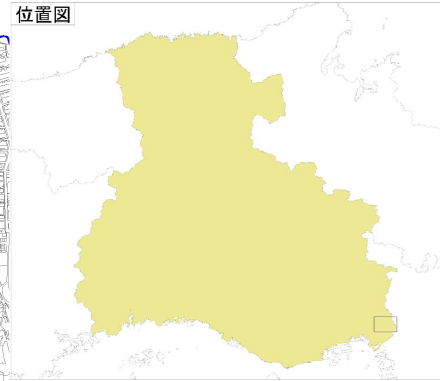
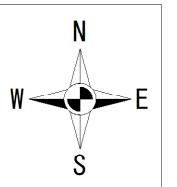
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

- 1 説明文
- (2) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川及びその他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。
 - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- | | |
|---------------|--|
| (1) 作成主体 | 兵庫県 |
| (2) 公表年月日 | 令和元年5月31日 |
| (3) 公表する河川 | 淀川水系神崎川、中島川、左門殿川、庄下川、旧左門殿川、昆陽川、上坂部川、伊丹川、昆陽川捷水路、富松川、旧猪名川、空港川（指定県民局（センター）・阪神南県民センター） |
| (4) その他図示する河川 | 淀川水系猪名川、藻川 |
| (5) 関係市町 | 尼崎市 |
| (6) その他の計算条件等 | |



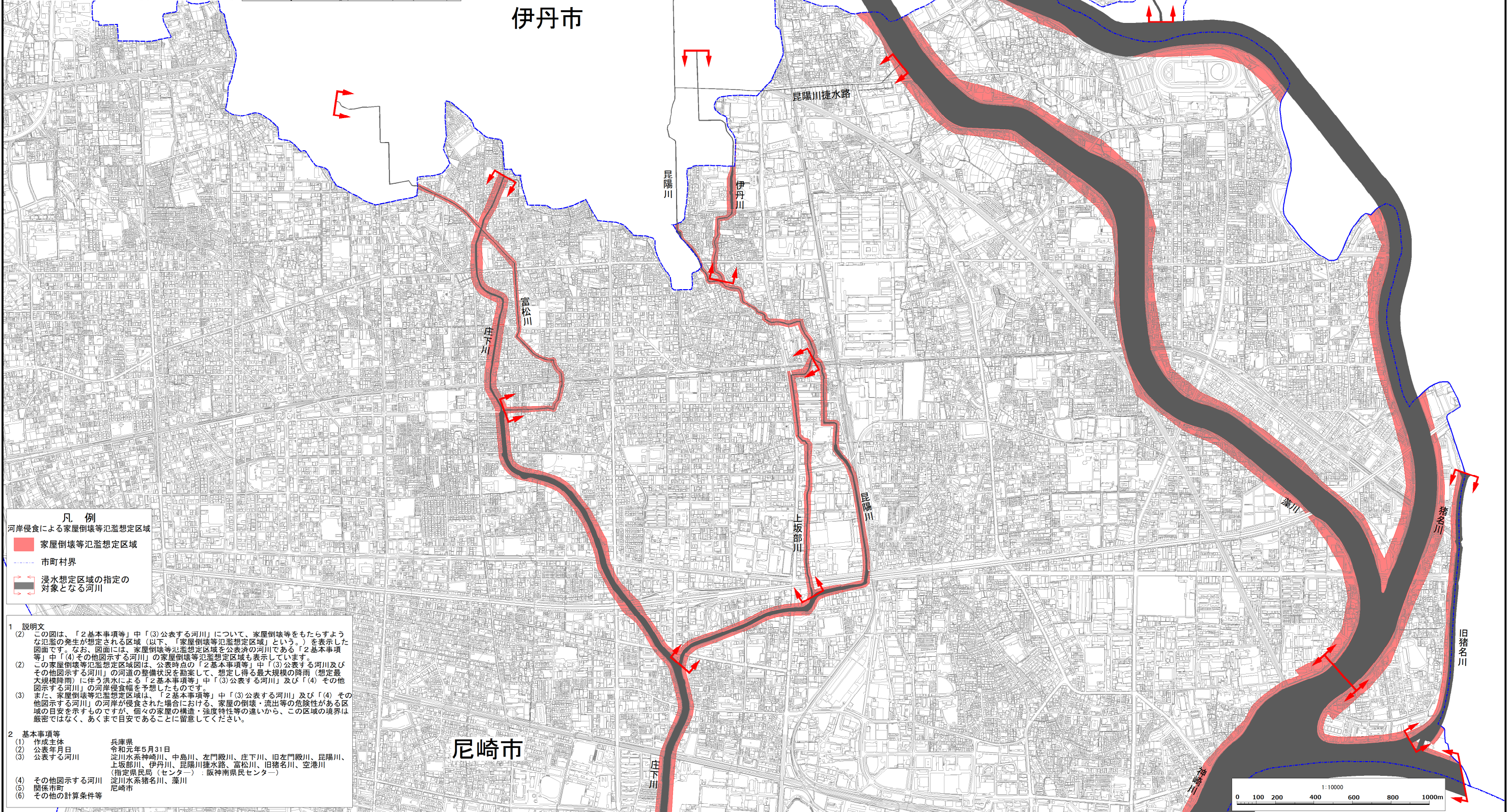
淀川水系洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)) 【1/2】

豊中市
(大阪府)



伊丹市

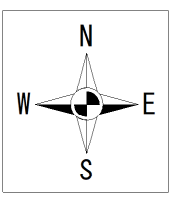
尼崎市



- 凡 例**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
 - 市町村界
 - ▬ 浸水想定区域の指定の対象となる河川

- 1 説明文**
- (2) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川及びその他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食等を「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等**
- (1) 作成主体 兵庫県
 - (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 - (3) 公表する河川 淀川水系神崎川、中島川、左門殿川、庄下川、旧左門殿川、昆陽川、上坂部川、伊丹川、昆陽川捷水路、富松川、旧猪名川、空港川（指定県民局（センター）、阪神南県民センター）
 - (4) その他図示する河川 淀川水系猪名川、藻川
 - (5) 関係市町 伊丹市、尼崎市
 - (6) その他の計算条件等

淀川水系洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)) 【2/2】

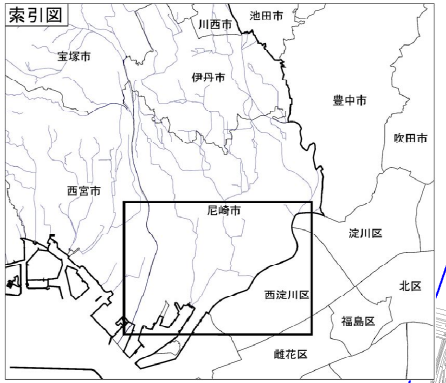
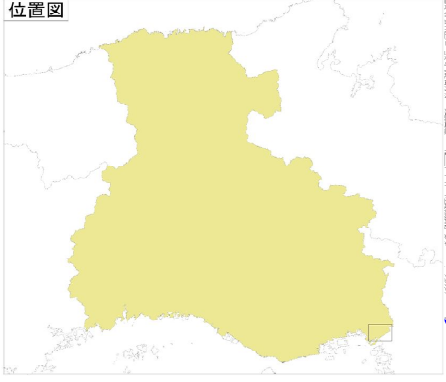


西宮市

尼崎市

淀川区
(大阪府)

西淀川区
(大阪府)



凡例

河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

- 1 説明文
- (2) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川及びその他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。
 - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- | | |
|---------------|--|
| (1) 作成主体 | 兵庫県 |
| (2) 公表年月日 | 令和元年5月31日 |
| (3) 公表する河川 | 淀川水系神崎川、中島川、左門殿川、庄下川、旧左門殿川、昆陽川、上坂部川、伊丹川、昆陽川捷水路、富松川、旧猪名川、空港川（指定県民局（センター）：阪神南県民センター） |
| (4) その他図示する河川 | 淀川水系猪名川、藻川 |
| (5) 関係市町 | 尼崎市 |
| (6) その他の計算条件等 | |

